破産手続廃止

平成２２年（フ）第２５７５号
横浜市戸塚区原宿３丁目16番９
破産者　株式会社山協運輸
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
長野県下伊那郡松川町上片桐1027番地２
破産者　牛久保産業有限会社
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１０７号
長野県飯田市座光寺485番地
破産者　株式会社アイエスジー
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４５号
静岡県沼津市大岡1278番地
破産者　有限会社美生工藝
１　決定年月日　平成23年７月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９３号
札幌市中央区南１条東２丁目３番地４
破産者　有限会社ホクトブラウハウス
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
群馬県前橋市三俣町２丁目29番地の16
破産者　関東システム株式会社
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４７９４号
東京都世田谷区用賀４丁目４－５－501
破産者　小澤亜由美
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７０号
横浜市南区永田北１丁目８番７号
破産者　互光電設株式会社
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７５号
横浜市鶴見区矢向１丁目18番37号
破産者　有限会社三洋精機
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７号
富山市黒瀬246番地１
破産者　株式会社タムラ
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
神戸市西区宮下１丁目13番12号
破産者　株式会社ミッツソリューション
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
千葉県船橋市山野町40番地３　シャトル・ＯＭＩ－403号
破産者　栗林　孝行
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２７号
千葉市美浜区稲毛海岸４丁目13番１号
破産者　有限会社エフ・アンド・デー
１　決定年月日　平成23年７月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３５６号
長崎県佐世保市三浦町４番８号、登記簿上の住所長崎県佐世保市白南風町１番13号
破産者　株式会社県民球団長崎セインツ
１　決定年月日　平成23年７月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２２９５号
札幌市中央区南３条西８丁目２番１号
破産者　株式会社ビジュアルシステムズ
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８号
宮城県登米市迫町佐沼字西舘下77番地１
破産者　株式会社紫粋
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第１４３号
千葉県船橋市行田１丁目44番11－807号
破産者　サンアイスチール株式会社
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３７号
横浜市青葉区あざみ野南３丁目17番地21、開始決定時の住所千葉市美浜区真砂３丁目17番１棟406号
破産者　薄木　宏子（旧姓鶴丸）
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４６９号
福井県あわら市花乃杜４－10－15、開始決定時の住所福井市二の宮３丁目27番７号
破産者　田原　米造
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
福井県越前市庄町第20号３番地の５　インターワン105、旧住所福井県越前市国高１丁目17番地３
破産者　福田　秋穂
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
福井県大野市川合第20号46番地７
破産者　有限会社和泉工務店
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
福井県鯖江市石田下町第18号２番地
破産者　有限会社高島きんらん
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係